破産の申立てについて

破産の申立ての際に必要な費用は,次のとおりです。

なお、熊本地裁本庁以外の裁判所に申立てをされる方については、郵便切手の額 等が若干異なりますので、当該裁判所においてご確認ください。

- 1 収入印紙
 - 1,000円(破産申立費用)500円(免責申立費用)
- 2 郵便切手

<破産・自然人の場合>

8 4 円 × (債権者数+5)

10円 × 5

1,089円分×2(申立人代理人弁護士等に交付送達が可能な場合は不要)

<破産・法人の場合>

84 円 \times (債権者数+債務者数+15)

10円 × 10

1,089円分×2(申立人代理人弁護士等に交付送達が可能な場合は不要)

3 予納金

同時廃止相当事件: 11,859円

管財相当事件(自然人):230,000円

管財相当事件(法人):500,000円

- ※1 管財相当事件の予納金額は基準額であり、事案に応じて増額・減額される ことがあります。
- ※2 債権者申立事件については、電話でお問合せください。